

## 第 27 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時:平成 20 年2月 28 日(木) 13:30~14:55
2. 場 所:内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員 : 大森委員長、外園委員長代理、伊集院委員、遠藤委員、大河内委員、加藤委員、小町谷委員、長岡委員、山本委員、渡邊委員
4. 議事次第
  1. 独立行政法人の整理合理化計画等について
  2. (独)国立公文書館について  
独立行政法人の見直し等への対応について
  3. (独)北方領土問題対策協会について
    - (1)独立行政法人の見直し等への対応について
    - (2)次期中期目標(案)について
  4. (独)沖縄科学技術研究基盤整備機構について
    - (1)独立行政法人の見直し等への対応について
    - (2)勸告の方向性を踏まえた組織・業務の見直しについて
  5. (独)国民生活センターについて
    - (1)独立行政法人の見直し等への対応について
    - (2)勸告の方向性を踏まえた組織・業務の見直しについて
    - (3)次期中期目標(案)について
  6. 今後の予定について

### 5. 議事

○大森委員長 皆さん、おそろいのございますので、第 27 回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開かせていただきます。

本日、定足数を満たしておりますので、早速議事に入らせていただきます。

前回、11 月に委員会がございましたその後、幾つかの動きがございますので、事務局の方から御報告いただきます。

○井上政策評価広報課長 政策評価広報課長の井上でございます。

今、委員長から御指示がございましたので、前回の委員会以降の独立行政法人に関係いたします動きについて、簡潔に御説明を申し上げたいと思います。

資料5をまずご覧になっていただきたいと思います。黄色と緑のポンチ絵であります。今日、結構議題がございまして、それぞれの議題がどういう関係にあるのかというのを簡単に絵に書いたものでございます。

この真ん中に緑色の箱がございまして、独立行政法人整理合理化計画とありまして、これが12月24日に閣議決定をされたところでございます。先生方のお手元には、郵送、メールでお送りをさせていただいているものでございます。

また、この計画の一環として、各独立行政法人が随意契約の見直しという計画をそれぞれ決めておりますので、後ほど御説明を申し上げることになるかと思っております。

黄色の箱ですが、これが例年通り、通常の間ゆる独立行政法人の評価に関する手続でございまして、まず12月11日に沖縄機構、12月21日に国民生活センターについて勧告の方向性が総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出されてございます。

それを踏まえまして、間ゆる組織・事業の見直しの行革本部決定がそれぞれ同じ時期になされているということでございます。

また、本年1月31日には、これも通常の手続でございまして、各独立行政法人に対する平成18年度の業務の実績に関する評価意見。間ゆる年度評価の2次意見と称しているものでございまして、これが総務省の政独委の方から出されているという状況でございます。

国民生活センターと北方領土問題対策協会については、新規中期目標の策定ということで、本日の議題に係る部分を提示させていただいているという状態でございます。

勧告の方向性、随契見直し計画の対応については、後ほど担当の方から説明の中で触れることになるかと思っております。

私の方からは、年末に閣議決定いたしました整理合理化計画の総論部分への対応、要は整理合理化計画で総論と各論に分かれておりまして、各論はそれぞれの独法がこれからどういうふうにしていくかということを決めています。総論の部分は全部の独立行政法人を通じてこういうふうにします、評価委員会はこういうふうにしてくださいということを行っているものでございまして、それにつきまして私の方から簡潔に御説明を申し上げるとともに、年度評価の2次意見につきましてその概要の御報告をさせていただきたいと思っております。

資料3をご覧くださいと思います。これは整理合理化計画の総論部分のうち、評価委員会に係る部分を一覧にまとめたものでございます。

表の一番左が計画事項を抜粋したものでありまして、「主体」とあるのが、その計画に掲げられた事項を実施することとされている主体ということです。

「これまでの対応」と書いている欄は、類似の対応を既に私どもの委員会でもやってきておりますので、そうしたものについて記述をさせていただいております。

「具体的な対応案」というのは、整理合理化計画で対応することが求められている事項につきまして、今後どのようにしていったらいいのかということをも案という形で書かせていただいているものでございます。

非常に細かいんですが、このゴシックのところはそれぞれの項目立てになっておりまして、各独立行政法人は「Ⅲ. 1(1). 随意契約の見直し」「(2). 保有資産の見直し」「(4). 給与水準の適正化等」「Ⅲ. 2(1). 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備」、こういうことが求められているところであります。

これらにつきまして、それぞれの各府省に置かれています評価委員会におきまして、年度評価、事後評価の際に厳格にチェックしてくださいということが定められているものでございます。

一番最後に「Ⅲ. 2(1)⑥事後評価の在り方」ということで、幾つか書いてあるところがあるんですが、これらにつきましても、これからの年度評価の際に、できるだけ対応する形でやっていきたいと思っております。ただ、それ以外にも、一番最後の「Ⅲ. 2(1)⑥カ」の部分で「現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改める」と書かれている部分がございます。これにつきましては現在、行革本部と総務省を中心として、法的措置も視野に入れながら検討が進められていると聞いているところでございます。

しかしながら、まだその中身がまだ私どもの方にも来ていないという状況でございますので、この場で御報告できる内容はないという段階でございます。方向性が明確になってまいりましたら、委員長を始め、皆様方のお手元に御連絡をさせていただきたいと考えているところでございます。

ちなみに、ここの表の一番最後に注書きで書いていますが、原則としてこれら掲げられた事項は 22 年度末までに実施するということにはなっておりますが、これから年度評価を行っていく際、できるだけ 22 年度を待たなくとも、それぞれの事項についてチェックをしていきたいと思っておりますので、資料のつくり方等を部局とも相談の上、委員会、各分科会の方にもお示ししてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

整理合理化計画につきましては以上でございます。

○大森委員長 今、総論的なことについて御説明がございましたけれども、何かお気づきの点はございますでしょうか。

一元的な評価機関がどうなるかまだわからないそうですから、出てきましたら、多分、皆さん方のところへお伝えできるものと思っておりますけれども、この件はよろしいでしょうか。

次に、総務省から出ました勧告の方向性と年次評価第2次意見につきまして、事務局の方から御説明いただきます。

○井上政策評価広報課長 今度は、勧告の方向性と年度評価の2次意見が出ておりますので、その概要について御報告を申し上げたいと思います。

中期目標期間終了時の見直しであります勧告の方向性に関しては、今回、整理合理化計画が別途、組織・事業の在り方を抜本的に見直すということで作られた関係がありまして、実際上はほぼそれと平仄を取る形、大体中身的には同じものとなるように整合性をとって作成されておるとい状況になっているところでございます。

今回、この対象となっておりますのが、本年3月末に中期目標期間が終了いたします国民生活センター、「骨太 2007」で1年前倒しで見直しを行うこととされた沖縄機構でございます。

資料4で簡単に御報告をまとめているところでございます。

まず沖縄機構につきましては、「教育研究分野等のコンセプトの検討が予定よりも遅れていることから、設置準備体制の見直しを行い、早急に結論を得るようすべきである。」、また、「開学までに必要な準備活動について、具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗状況の検証を行うべきである。」、そのような指摘がなされているところでございます。

また、国民生活センターでございますが、これも「情報の収集・分析・提供業務あるいは相談業務の抜本的な見直しに合わせて、国民生活センターが消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について国民生活審議会の意見も聞きつつ、19年度内に検討すること」というような指摘がなされているところでございます。

こうした指摘を受けまして、資料10としてお配りさせていただいておりますが、昨年12月24日に、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成19年度に得ることとされた独立行政法人の見直しについて」という題で、要は組織と事業の見直しが行革本部決定をされたところでございます。

ちなみに本部決定に当たりましては、新たな中期目標と中期計画の策定等に当たり、整理合理化に関わる指摘事項等を十分に踏まえ、目標期間中に達成すべき水準を厳しく、かつ、できる限り定量的・具体的に定めたものとするよう積極的に取り組むことを条件として、見直し案を了承するとされたところでございます。

以上が勧告の方向性に関係いたします事項でございます。

次に、「平成18年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」、2次意見でございますが、資料4と11でございます。

資料4の3ページ以降にその概要が書いてございますが「① 国立公文書館」につきましては、「人員の削減に向けた取組み状況について明らかにした上で厳格な評価を行うべきである」、「給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである」とされているところでございます。

「② 北方領土問題対策協会」につきましては、「随意契約見直し計画の実施状況、厳格な評価を行うべきである」という指摘がされているところであります。

「③ 沖縄科学技術研究基盤機構」につきましては、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等に記載した上で、業務運営の適切性について評価を行うべき」、また、「評価に当たっては、業務の進捗状況等を具体的に記載した上で、厳格な評価を行い、その評価の考え方、理由、根拠等についても明らかにすべきである」とされているところでございます。

こうした個別意見と合わせまして、内閣府の独立行政法人に共通した指摘事項といたしまして、「評価の基準についてより客観的かつ明確なものとなるよう見直すとともに、評価の結果についてもその考え方、理由、根拠等を評価の基準との関係においてよりわかりやすく説明すべきである」という意見が出されているところでございます。

以上が総務省から出されました2次意見でございますが、今後、19年度の業務実績評価を行っていただくに当たりまして、これらの意見を踏まえまして、是非とも評価を厳正にとり行っていただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。2次意見について、各分科会から何か御指摘、反論等ございますでしょうか。総務省の指摘は、全体としては適切なんですか。

○井上政策評価広報課長 一応部局の方ともすり合わせをいたしまして、私どもであれば公文書館の分科会ですが、直させているものもあります。事実としてはそれなりのことを言われているであろうとは思っているところであります。

○大森委員長 何か御発言ございますでしょうか。

私の感じではそんなにどきっとするような御指摘ではない、それなりに適切な御指摘ですから対応可能なものではないかと思えます。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 では、この件は御報告を承りました。ありがとうございました。

次に、各法人ごとの御報告をいただくことになっていきますので、よろしく願いいたします。

最初、国立公文書館の整理合理化計画と随意契約の見直しにつきまして、御報告をお願いします。

(独立行政法人国立公文書館関係者着席)

○岡本管理室企画官 それでは、国立公文書館の整理合理化計画につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

資料1「独立行政法人整理合理化計画」の 10 ページ、一番上のところに「内閣府」とありまして、「国立公文書館」ということで御指摘を3点ほどいただいております。

一番上に「事務及び事業の見直し」ということで、これに関しましては民間委託の推進ということで、公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図るということを予定しております。

2点目に「組織の見直し」ということで、この御指摘に対しましては、組織体制の整備ということで、公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討してまいりたいということでございます。

3点目に「運営の効率化及び自律化」という御指摘に対しましては、自己収入の増大ということで、公文書等の活用により自己収入増大のための方策を検討し、平成 20 年度内に結論を得るということを予定しております。

以上、御報告申し上げます。

○大森委員長 何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

自己収入はある程度見込めるのですか。

○村松公文書館次長 国立公文書館で自己収入という方策であります。今、収入の主なものというのは、複写利用料金の収入ですか、刊行物の売り払いの収入ということでありまして、考えられるのは所蔵資料を活用して、魅力あるグッズなどを販売するというのが当面考えられるのかなと思っております。

○大森委員長 もしかしたら爆発的に売れるかもしれませんね。指摘事項に関して他に御質問がなければ以上とさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 外園委員、よろしいでしょうか。

○外園委員長代理 はい。

○大森委員長 それでは、御苦労様でした。

次をお願いします。

○佐野公文書館総務課長 随意契約の見直しにつきまして、お手元の資料 13 でございます。

この見直し計画でございますけれども、先ほどお話がございましたように、独法の整理合理化計画の検討項目の1つとして検討を進めてきたものでございます。

行革本部等との協議を経まして、昨年12月21日に私ども公文書館のホームページで公表したものでございます。

「1. 随意契約の見直し計画」の概要でございます。

本文にございますように、18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行いまして、随意契約によることが真にやむを得ないものを除きまして、平成20年度から順次一般競争入札等に移行することとしております。

随契の見直しの全体像は、この一覧表にまとめてございます。

表記載のとおり、件数、金額とも大幅に随契が減少することとなります。この表の一番下にございますように、18年度の実績は合計63件ございました。そのうちの56件が随意契約でございました。

これが見直し後は件数が63件中の11件ということで、かなりの減少になるということでございます。

2ページは、随契の相手方を内容別に整理した表でございます。

3ページは、(2)随契によることができる場合を定める基準についてということでございますけれども、金額面の見直しでございます。私ども公文書館においても当然、契約につきましては一般競争入札が原則でございます。

しかしながら、当館における機動的な執行を図るという観点から一定の条件、特に金額につきましては一定の基準以下の場合には随契を行うことができるとなっております。今回の見直しによりまして、この基準を国の基準に合わせて引き下げようというものでございます。

例えば、ここにございますように工事または製造、従来は500万円を超えないというものですが、これを半分近い250万円と引き下げております。

役務の提供等につきましても、200万円から100万円に下げるとことでございます。

(3)は、随意契約を締結した場合の内容の公表の基準でございます。これも金額がございましたけれども、同じく基準に準じまして引き下げを図ろうというものでございます。

「2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期」について、3～4ページにかけましてまとめてございますが、主なものを申し上げますと「(1)総合評価方式の導入拡大」ということでございます。

既の実施しているコンピュータ調達などに加えまして、調査研究、広報といった業務についても技術的要素等の評価を行うことが必要であるというものについては、価格以外の要素、例えば企画内容ですとか品質などと、価格を総合的に評価する総合評価落札方式による一般競争入札導入に向けた検討を行うこととしております。

4ページの②にございますように、円滑な移行を支援するためのマニュアルを作成するとか、あるいは「(2)複数年度契約の拡大」ということで「情報システム関連や機器のリース、業務の継続性又は長期性等の観点から複数年度にわたり契約した方が合理的かつ効率的なものについては、一般競争入札による複数年度契約を締結する」ということとしております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

○村松公文書館次長 済みません。ただいま総務課長が説明した内容で誤解を招く点がございましたので、私から補足させていただきますと、1枚目の表は18年度の63件のうち56件が随意契約で競争が7件というふうな言い方をしたと思いますが、これは63件すべてが随意契約の案件でございます。

このほかに一般競争という価格だけで競争する案件がありますけれども、この随意契約63件について見直しをして、競争入札に移行させるものが32件、引き続き企画競争、これは随意契約の一形態でございます。企画のいいものを採用してそこと契約するもの3件。そこでないと実施できないような事務、例えばアジ歴などは今、民間のビルを借りているわけでございますが、その民間ビルとの契約ですとか、霞が関WANというネットワークを賃貸借するというような、本当に真にやむを得ないものが随意契約として11件残ったということで、それ以外は一般競争あるいは総合評価に持っていこうということでございますので、補足させていただきます。

○大森委員長 取りやめたものが出ているということは、全体の契約件数が少なくなるということですか。

○村松公文書館次長 はい。これは18年度限りの事業。例えば、18年度に開催した国際会議。それは19年度、20年度には行わないもの、そういった案件が18年度だけのものということであります。

○大森委員長 何か御指摘ございますでしょうか。

基本は国の公共調達基準に合わせて直されたということではないですか。

○村松公文書館次長 はい。

○大森委員長 競争入札において不調に終わるなどということはないんですか。

○村松公文書館次長 18年度において、不調に終わったケースはございません。

○大森委員長 ないんですか。

○村松公文書館次長 はい。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。どうも御苦勞様でした。引き続きよろしく申し上げます。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 北対協につきましては、案件が2つございます。まず整理合理化計画等につきまして御報告いただきまして、その後、次期中期目標案について御説明いただきます。

では、最初の件についてよろしく願いいたします。

○山本北方対策本部参事官 北対協の独立行政法人見直しの関係を御説明させていただきます。

昨年末に、独立行政法人整理合理化計画というのが閣議決定されておまして、それが資料1でございますが、北対協につきましては、昨年というよりはその1年前の平成18年の段階で現在の中期目標を終了より1年前倒しで、組織業務の見直しというのを既に決定しております。

したがって、資料1の11ページに北対協の記載がございますけれども、ここに書いてございます内容は、その前に決まっていることを粛々と実施していくということになっておまして、特段新たな内容がつけ加わったということにはなっておりません。

ここに書いてありますのは、需要の少ない法人資金について、20年度当初から貸付を停止すること。

住宅新築資金につきましては、次期中期目標期間中に改廃の在り方等につきまして、いろいろ検討して、今後、目標期間中に結論を得るという予定でございます。

一般管理費の削減の観点からは、既に昨年の12月に東京の事務所を紀尾井町から台東区の方に移転しておるんですけれども、20年度内に札幌につきましても市内に移転する計画にしているところがございます。これらの内容につきましては、この後の議題であります20年度から始まる中期目標にも反映させているところがございます。

随意契約の見直しにつきまして、北対協の方から説明させていただきます。

○大森委員長 よろしく申し上げます。

○岩崎北対協事務局長 それでは、御説明いたします。資料13の11ページをご覧いただきたいと思えます。

私ども、企画競争と随意契約、18年度の実績で4件ということで登録をさせていただきました。そのうち、随意契約2件でございますが、結論を先に申し上げますと、来年度からはこの随意契約も一般競争入札に見直しをして、競争入札による契約にしたいと考えております。

この2件、いずれも外務省からの依頼に基づきます北方四島在住のロシア人の受け入れ業務でございます。この業務の補助業務をお願いした契約でございます。これを外務省の了解を得ながら、競争入札の方に切りかえていこうという計画でございます。

もう一点、13ページの(2)の公表基準の追加でございます。私ども、18年以降、公表基準を設けまして、金額でありますとか業者でありますとか情報の公表を進めてまいりました。今回の見直しの中で、予定価格や落札率、相手関係法人であります場合には、当協会からの再就職の役員がいるのかいないのか。その辺も合わせて公表するということになっております。

本年の1月以降の契約につきまして、この追加項目も含めまして公表していくという作業を終了いたしております。

現在、まだ1月以降の契約が発生しておりませんので、基本的には20年度からの適用ということになるかと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御指摘、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

よろしければ、次に北対協の次期中期目標案についてお諮りしたいと思います。通則法に基づきますと、主務大臣は中期目標を定めるに当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないということになっています。

私どもといたしましては、委員会としての主務大臣への意見の具申につきましては、委員会と分科会との役割分担がございまして、まず分科会の方で御審議していただくということになっています。したがって、御担当の分科会において、既に中期目標案の御検討をいただいていると伺っています。

そこで、この北対協の中期目標案につきまして、北方対策本部からまず御説明いただいた後、本日は分科会長が欠席でございますので、分科会長代理から指摘事項等について御説明いただく。そのような順序でいきたいと思えます。では北方対策本部の方からお願いいたします。



○山本北方対策本部参事官 それでは、北対協の20年度からの中期目標の案につきまして御説明をいたします。資料15でございます。

今回の目標の設定に当たりましては、独法整理合理化計画の方針を踏まえたところでございますけれども、それに加えまして影響を与えるものとして、昨年12月18日に関係閣僚で申し合わせました四島交流等の実施及び後継船舶確保に関する方針というものがございます。これにつきまして簡単に説明させていただきたいと思っております。

資料15の真ん中辺にこういうカラー刷りのページがあるかと思いますが、それを見ながらお聞きいただければと思います。

経緯を申し上げますと、四島交流に従来使用してきました船舶が老朽化しているということで、北方の関係者を中心に新船建造を求める動きが非常に高まりまして、これを受けまして、内閣府で平成17年度から2年間調査費をいただいて調査をいたしました。

その結果、2年間の調査結果といたしまして、現行の使用船舶、これは毎年度競争入札していますが、結果的に特定の民間の船舶を使用する結果になっているんですけれども、この船が船齢24年と老朽化しております。安全面等の性能、後継船舶の望ましい船舶仕様ですとか、改造候補になるような適当な中古船がなかなかないというようなこと、新船を建造するとしたら、1つの試算では24億円ですとか、そういったようなことを含めた調査結果が出ております。

これを受けまして、後継船舶の確保ということについて政府の方針を明確にして、地方の財政措置を取るというようなことなどの要請が北方の関係者の方々からなされまして、昨年の8月には内閣府として民間所有の民間運航の方式で後継船舶を確保していくという方針を固めまして、平成20年度に民間企業との間で長期傭船契約等の手続を行うというような費用を予算要求いたしました。その後、外務省、財務省等と協議を重ねまして、昨年末に取りまとめたのが、このポンチ絵で言いますと右の上にあります「平成19年度 後継船確保に向けた意思決定」ということが先ほどの関係閣僚の方針ということになります。

この方針は、後継船舶の確保の調達方法等を定めているんですけれども、まず船舶の保有、運航形態につきましては、必要な対応策を確保した上で、民間に委ねるということで、これまで単年度ごとに運航契約を交わしていたわけですが、独立行政法人である北対協が民間企業との間で長期傭船契約というのを締結するというので、四島交流等の事業を安定的かつ安全に継続させるという国の姿勢を明確にしたというところでございます。

具体的には、平成20年度に北対協が民間企業に公募をかけまして、後継船舶の建造をした上で、運航してくれる業者というのを公正な手続で選定して契約していくという予定にしているところでございます。

この絵でいきますと、その後、平成21年度から23年度にかけて、落札した事業者が船舶の建造を行います。この建造する後継船舶の仕様につきましては、四島の周辺の海域に対応するような喫水の浅い中型の旅客船、また、必要な定員とか宿泊施設を有していて、安全性に配慮したものにするというようなことにしているところでございます。

こういう条件を満たす船が建造された後に、24年度を今、目途と考えていますけれども、供用を開始

していければという予定にしております。

今後の推進体制につきましては、左側の方ですが、内閣府、外務省、北海道庁からなる北方四島交流事業等関係府省等推進協議会というのを新たに設置いたしまして、四島交流事業全般にわたる改善のための方策の検討ですとか、後継船舶の調達、具体的運用についての検討を行っていくということになっておりまして、2月1日に発足したところでございます。

以上が昨年12月18日に官房長官、北方大臣、外務大臣、財務大臣の間でとりまとめました関係閣僚申し合わせの内容でございますけれども、この政府方針を今回この後御説明いたします北対協中期目標にも反映させているところでございます。

ということで、先にご説明させていただきましたが、早速中期目標案の本体の方の説明に入らせていただきます。

1ページにお戻りいただければと思います。資料15は新旧という形になっておりまして、前の計画からの変更点にアンダーラインを引いておりますので、そこを中心に御説明をいたします。

まず前文のところでございますが、新しく加わった部分が一番下からでございます。これは先ほど申し上げました関係閣僚申し合わせを踏まえまして、四島交流事業が北対協の事業にとっても非常に重要であるということで書き込むということにしたものでございます。

その後、2ページにかけてもアンダーラインがございますが、文言の整理等でございます。

3ページでございますが、中期目標の期間というのをご覧のとおりでございます。

「2. 業務運営の効率化に関する事項」でございますけれども、数値目標は一般管理費と業務経費に分かれております。一般管理費につきましては、現行の中期目標、特殊法人時代の最後から13%削減ということでございましたけれども、今回は7%とさせていただきますと考えております。

実は既に相当節約をいろいろ行っておりまして、先ほど申しました事務所の移転もそうですけれども、削れるところは削ってぎりぎり7%と考えているところでございます。

その後の部分は、3ページの下の方のところから始まっている段落でございますが、これは平成18年の見直し、独立行政法人整理合理化計画等を踏まえまして、今までに事務所の移転ですとか、4ページにかけてずっと書いてございますけれども、こういった各種の行革絡みのメニューを今後きちっと適切に対応していくということを目指しているということでございます。

5ページの「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「(1) 国民世論の啓発」でございます。ここの①、②につきましては、できる限り法人が果たすべき水準の明確化に努めてはいるんですが、①につきましては講演会とか研修会とか市民活動、こういったことが全部の都道府県で行われるように引き続き働きかけていくこと。

②につきましては、北方領土問題教育者会議というのがあるんですが、これの設置につきまして、引き続き全都道府県で設置されるように働きかけていくというようなことを書いてございます。

③でございますが、これは従来、インターネット等を活用した情報というような題になっていましたけれども、今インターネットはかなり当然の時代になりましたので、今後はいろいろな媒体に活用してどうわかりやすく伝えるかというコンテンツの方法が重要であろうということで、それを踏まえてタイトルを「わかりやすい情報の提供」として、今後わかりやすく伝える工夫を更にしていこうということでございます。

「(2)北方四島との交流事業の実施」ですけれども、位置づけとしては従来、啓発の④となっていたものを特出ししまして、新たな柱という書き方にしてございます。冒頭に御説明しました閣僚申し合わせを踏まえまして、四島交流等事業に使用する後継船舶の備船等、同事業に必要な業務を実施するという中身を書き加えているところでございます。

7ページの「(3)北方領土問題等に関する調査研究」ですが、これは見直しを踏まえまして、真に必要で有益な業務を実施するという中身を書き加えたところでございます。

「(4)元島民等の援護」のところでございますが、この中の①とか②は書きぶりを若干変更したものでございます。

③につきましては、北対協法の第3条目的というところで、旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施するというような別の項立てがしてあるので、これに合わせまして新しく項立てをして(5)として書いてございます。

この融資の中身でございますけれども、法人資金貸付の停止ですとかリスク管理債権の一層の低減、住宅新築資金在り方の見直しといった、平成18年に決まっております見直しを行っていくということを記載したところでございます。

以上で新中期目標案の説明を終わります。以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き分科会長代理からお願いします。その上で御意見を伺うこととしましょう。

○渡邊委員 2月14日に分科会が開かれまして、今、出されました中期目標の案について委員の方から幾つかの質問がありました。また、意見もありました。

質問は、それほど多くはなかったんですけれども、今、御説明がありました国民世論の啓発の新しい目標の設定についての質問。資料15の2ページの一番上に書いてありますけれども、北方四島の社会基盤だとかロシア人の意識の変化に応じたいろいろな対策をとるべきであろうというようなことについての質問がありました。これは反映されております。

今またお話が出ました船についての質問、四島の島民が自分たちが生まれた元居住地へ行くふるさと訪問という仕組みがあるんですけれども、その自由訪問の書き方についての質問。

業務運営の効率化に関する数値目標などについての質問がありました。意見としては、同じ資料15の6ページの左側の真ん中付近「③ わかりやすい情報の提供」ということで、従来はただインターネットを活用して情報の提供ということなんですけれども、一体だれに情報を提供して、どういうふう目配りをしなければいけないのかといったような意見も出されました。

こういった話を通じまして、分科会としては中期目標について十分納得しましたので、原案どおりこれを親の委員会の方に諮りたいということを決定しております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

この船は、民間の船会社に新しく造ってもらえますか。

○山本北方対策本部参事官 基本的には新しく造っていただくということになると思っています。

○大森委員長 その船を調達することになるんだけれども、その船はほかでも使えますね。専らこれだ

けに使うわけではないんですね。

○山本北方対策本部参事官 この四島事業をしっかりとやっていくということで、優先して使えるようにしていただくということ。あとは、どういうふうにするかは民間事業の才覚というか、そういうことで工夫をしていただくということでございます。

○大森委員長 何か御疑問等ございますか。御意見はよろしゅうございましょうか。

北対協の方から御発言はございますか。

○井上北対協理事長 特にありません。

○大森委員長 なければ、次期中期目標案につきまして、私どもの委員会としては了承するというようにさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、了承ということにいたします。

御苦労様でございました。引き続き、頑張ってくださいと思います。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

○大森委員長 では10分ほど休みますので、2時25分再開とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(休憩)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 それでは、沖縄機構につきまして、整理合理化計画等につきまして御報告いただきます。

○城事業振興室長 担当参事官の城でございます。よろしく願いいたします。整理合理化計画の沖縄機構分につきまして、まず説明をさせていただきます。

資料1の11ページの下のところにありますように、この沖縄機構の主な事業、目的は大学院大学の設置準備でございますので、整理合理化計画におきましても、まずこの部分を記載いたしております。

12ページが一番上でございますように、設置準備業務の体制の整備を行う。そして、教育研究分野等の大学院大学の在り方について早急に具体化を図ることがございます。

設置に向けた諸準備を着実に進めるということがございまして、次期中期目標、中期計画におきましては、開学までに必要な教育課程等の中身のコンテンツの検討をするということ。

2番目として、必要な主任研究者を採用しているということ。

施設整備等の準備活動につきまして、具体的かつ明確な目標を示すということ。

そして、毎年度、具体的な計画を策定して進捗の検証を行うということにいたしております。

もう一点、研究開発、先行的研究事業というのをやっておりますが、その研究開発を推進するということから、研究者の採用基準を明らかにし、採用を進めていくということ。きちっと厳格な評価を行うということを記載いたしております。

もう一つ「運営の効率化及び自律化」「内部統制・ガバナンスの強化」ということで、世界最高水準の

大学院大学を設置するという目的に照らして、きちんと効率的な運営を確保できるように、コンプライアンス体制の整備、内部統制・ガバナンスの充実を図るということ。

競争的研究資金等の自己収入の増大に向けて、定量的目標を策定するということ。

保有資産の有効活用ということで、これもどんな法人も共通のことだと思いますが、機構の本部として利用しているシーサイドハウスにつきましても、有効な活用が行えるよう検討を行うということを記載いたしております。

勧告の方向性を踏まえた組織業務の見直しということでございまして、これにつきましては資料 10 のところで付けさせていただいていると思います。

開けていただいて、個別のものとして、沖縄機構の組織業務の見直し案ということで、12月21日、これは内閣府の策定したものでございます。これにつきましては、基本的には整理合理化計画と同じでございますが、多少違う点として、整理合理化計画の総論の方にはございました給与水準の適正化につきまして、きちんと評価をする。組織のスリム化に努めつつ給与水準の適正化に努めるとともに、きちんと検証・評価をしていくことについて記載をしております。その観点として、①、②、③、④という形でその記載をいたしております。

その他につきましては、これは整理合理化計画とほぼ同様ということでございます。

最後に、随意契約の見直しについても、具体的に記載をいたしております。こういった見直し案に基づいてやっていくということです。

私からは以上です。

○大森委員長 では、沖縄機構の方からご説明をお願いします。

○バックマン沖縄機構理事 まず第一に、随契約の見直し計画についてでございますけれども、この点に関しましては、内閣府と緊密な連携をとっておりまして、内閣府の御協力を得まして、すべての契約の内部的な見直し、あるいは指示に従いまして手続の見直しを行いました。きちっとした契約についての手続ができるように、必要な修正と変更を加えてございますし、また、結果の発表、ディスクロージャーということについても、すべきことは行っております。

次は、今後の対応についてということでありまして、特に大学院大学の設立準備ということにつきましては、より強い基盤を確立できたと考えておりまして、内部的な組織として日本の大学あるいは大学院大学、その他世界の大学院大学あるいは研究機関というものを調査して、将来参考にし得るモデルというものを検討しようとしております。

この点に関連いたしまして、日本の大学あるいは大学制度との整合性を私どものプログラムがとれますように、文科省からもガイダンスをいただきたいと期待しているところでございます。

また、この設立準備に当たりましては、内閣府を中心といたしました関係府省連絡会議との緊密な連携をとって作業を進めております。

前回の会合以来、2人の主任研究員、PIを採用しておりまして、1人は京都大学の佐藤博士、もう一人はバイラー医学大学のミラー博士でございます。世界最高水準に合うように、これからもPIの採用を心がけていこうと思っております。

もう一つ、新しい研究分野の柱として、環境科学というものを取り入れていこうと考えておりまして、こ

のために今年の夏、企画委員会というものを開催して、そこからガイダンスをいただきたいと考えております。

ここで、まとめて申し上げますと、内閣府と協力をいたしまして、世界最高の研究水準ということを現在の機構のレベルでも実現すると同時に、世界最高水準の大学院大学の設立へ向けての準備に関連して果たさなければいけない責任を果たしているところでございます。

以上です。(注)バックマン理事の発言部分については、委員会における通訳によるもの。

○大森委員長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き頑張っていたいただければと思います。御苦勞様でございました。ありがとうございます。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 国民生活センターにつきまして、まず整理合理化計画等につきまして御報告をいただきます。

○高田消費者調整課長 それでは、お手元の資料1の中で10ページと書いてあるところがあるかと思えます。これが国民生活センターの整理合理化計画でございます。

主だったところを御説明いたしますと「事務及び事業の見直し」のところ、「情報分析事業」の丸の2つ目でございます。全国消費生活情報ネットワークシステム、PIO-NETを刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、早期警戒指標を整備するということで、PIO-NETを刷新して大幅なシステムの能力の向上を図るとのことと、新法の商法等を未然に発見するための早期警戒指標を整備するというのが1つ目でございます。

丸の3つ目でございますが、PIO-NETが苦情相談情報でございますが、それ以外にインターネットを活用する情報収集としまして、事故情報データベースを整備するというのが2つ目のポイントでございます。

「相談調査事業」の1つ目の丸でございますが、消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のためにということで、裁判外紛争解決制度の整備、いわゆるADRでございますが、このADRを整備するというのが1つ目のポイントでございます。

消費者の相談業務につきましては、廃止するという議論も途中ございましたが、直接相談は実施しつつ地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図るとというのが2つ目でございます。

「商品テスト事業」につきましては、我が国全体として必要な商品テストが確実に効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うということで、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化するというので、商品テストについても必要なテストを実施するというのが1つ目でございます。

「教育研修事業」の2つ目の丸でございますが、相模原事務所の企画・管理・運營業務については民間競争入札。企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札ということで、いずれも「市場化テスト」の対象とするということでございます。

3つ目の丸でございますが、研修業務につきまして、地方公共団体や消費生活相談員を対象とした

研修に重点化を図るというのが2つ目のポイントでございます。

「国民生活センターの在り方の検討」ということで、国民生活センターが消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について国民生活審議会の意見も聴きつつ、今その検討を行っているところでございます。

整理合理化のポイントは以上でございます。引き続きまして、随意契約の方、お願いいたします。

○田口国民生活センター理事 それでは、国民生活センターの随意契約の見直し計画について御説明を申し上げます。

お手元の資料 13 の5ページから「随意契約見直し計画」でございます。対象といたしましては、平成18年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するというもので、遅くとも22年度からすべて一般競争入札等に移行することとしております。

全体の額等が5ページの表にございますが、見直し対象といたしましたのは、左側の「平成18年度実績」の欄の一番下、「合計」欄にございますように55件、金額で13.1億円ということでございます。

これらにつきまして、「見直し後」の姿が右の欄ですが、上から2段目「一般競争入札等」のところにございますが、競争入札に移行いたしますものが27件、9.9億円。企画競争等に移行するものが5件、1.6億円。随意契約によらざるを得ないものは、8件、0.6億円となっております。

この随契によらざるを得ないものは(注1)に書いてございますように「見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの」ということで、具体的には水道とか下水道、ガス料金、料金後納郵便など供給者が特定されているものがここに残っております。

ということで、全体計画がこの5ページの表ですが、6ページの表は、上の欄「同一所管法人等」との契約は該当がございませんので、下の欄「同一所管法人等以外の者」ということで、これは5ページの表と同じでございます。

7ページでございますが、(2)随契の公表の基準につきましては、随契の公表項目に、予定価格、落札率及び再就職の役員の数を新たに追加しております。

2. の具体的な取組み及び移行時期については、具体的な姿は(1)～(3)に書いてございます。

「(1)リース契約等、複数年度を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ一般競争入札等を行い、次年度以降は随意契約を行ったものは、複数年度契約による一般競争入札を実施する」。

「(2)設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務等」ということで、①の設備保守等のうち、一般競争入札に移行できるもの。これは、エレベーターの保守等の契約でございますが、20年度以降、一般競争入札への移行を行います。

②の情報処理のシステム等に関連するもの。これはPIO-NETシステムに関連するものでございますが、システム等の切りかえ時に順次、一般競争入札に移行するというもので、平成22年度をめどに移行を行うことといたしております。

そのほか「(3)研修会場の借り上げについては、会場の立地条件や設備等をホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、公募を実施する」ということとしております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。今までのところにつきましてはよろしいでしょうか。

よろしければ、次期中期目標案につきまして御説明をお願いします。

○高田消費者調整課長 それでは、お手元に資料 14 があると思います。現行目標と新中期目標の対照表になっております。

1 ページ目は総論でございますので、省略させていただきます。

2 ページ目は業務の効率化に関する事項ということで、一般管理費や業務経費の節減あるいは(2)でございますが、総人件費ついて人件費改革の取組みの継続。

(3)は給与水準についての適正化の取組みでございます。

3 ページ目の(4)が契約に関して随意契約の適正化を推進するということでございます。

(5)は、相模原事務所について、民間競争入札の対象とするということでございます。

4 ページ目以降が具体的な業務の内容でございます。先ほどの整理合理化計画とかなりダブるところがございますが、4 ページの「(1)消費生活情報の収集・分析」「① PIO-NET の刷新」ということで、全国消費生活情報ネットワークシステムを刷新し、収集期間の短縮、分析能力の向上を図ること。

②は、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」を整備する。

③は、インターネットを活用して、広範囲の消費者情報を収集する事故情報データベースの整備でございます。

5 ページは、現在と同様でございますが、報道機関を通じての情報提供あるいはホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供について述べております。

6 ページ、苦情相談業務につきましては、先ほども御説明しましたように、直接相談を実施しつつ、弁護士等専門家の活用により、経路相談の解決能力の向上を図る。現在と同じでございますが、個人情報の保護に関する相談を受ける。

7 ページは、「裁判外紛争解決手続の整備」ということで、ADRに関しまして、これから国会に法律を提出する予定でございますが、国民生活センター法改正案の成立状況を踏まえて、所要の整備を行う。

8 ページ以降は、「関係機関の情報提供」ということで、一番目が地方消費生活センターへ緊急情報等の提供を行う。

2 番目は、行政機関との情報交流ということで、法執行等に伴うための情報を提供する。

3 番目は、関係する独立行政法人等との情報交換や連携を図る。

9 ページは、研修につきましては、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置く。

2 番目は、消費生活専門相談員資格の認定に関しまして見直しを図る。

3 番目は、「市場化テスト」ということで、企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札を実施するということでございます。

10 ページ、「商品テスト」につきましては、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、



関係機関との連携強化や外部化を進め、企画立案業務を強化する。

商品テストにつきまして、関係機関とのネットワークによって情報が集まりますので、その情報を提供する役割も果たすというのがその次でございます。

11 ページは、内閣府が中心となって関係省庁と連携・分担を十分協議した上、結果を踏まえて適切に対応する。

12 ページの5でございますが、ちょっと特殊なところがございまして、皆様御存じのとおり、消費者行政の一元化に向けまして、消費者行政推進会議というものが設置されておまして、これと国民生活審議会での検討結果等を踏まえて、所要の検討を行うことにより本中期目標を見直すことで、この消費者行政推進会議は4月か5月ぐらいにまとめられる予定でございますが、その検討結果を踏まえまして、またこの目標について見直しを図るということでございます。

一部まだ関係省と微調整のところがございますが、大体以上が今、作業しております中期目標の案でございます。

以上です。

○大森委員長 山本分科会長からも、御発言をお願いいたします。

○山本委員 国民生活センター分科会は2月 14 日に開催されまして、この新中期目標案について御審議をいただきました。

ただ今、御紹介いただいた案どおり、分科会としては了承したといいますか、案の内容でよろしいのではないかとということで、こちらの評価委員会にお諮りするということを決めたということであります。

御説明がありましたように、今、非常にこの分野の変動が起こる可能性がありますし、また、ADR機能の導入につきましては、審議会ないしは政府部内での決定は下されている、閣議決定までいっているわけです。

したがって、あとは法案がスムーズに通るかどうかということにかかっておりますけれども、そういった情勢に応じて、この内容自体が今後見直される可能性も含んだ上での書きぶりになっておりますけれども、現時点ではこのような書きぶりにならざるを得ないのではないかと分科会としましては判断させていただきました。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。

全体としては充実に向かっているんですか。予算も増えるんですか。

○高田消費者調整課長 はい。予算は少しばかりですが。

○大森委員長 要は国民生活センターとしては望ましい方向に動いているんですね。

○田口国民生活センター理事 そのように考えております。独立行政法人ゆえに一律に整理、削減することではなくて、伸ばすべきところは伸ばしていただく。今後5年程度を見通して、重点的に強化すべきところは強化していくということで、この新中期目標の考え方は整理されていると考えております。

○大森委員長 ほかになければ以上にさせていただきます。次期中期目標につきましては、私どもの

委員会としては了承することにさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 御苦勞様でございました。引き続き、よろしく申し上げます。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○大森委員長 では、今後の予定等につきまして申し上げます。

○井上政策評価広報課長 今後の予定について御説明を申し上げます。

資料 16 をご覧いただきたいと思います。

委員会につきましては、次が3月18日火曜日10時30分というお時間を設定させていただいているところでございます。

本日、御審議をいただきました中期目標を基に、国民生活センター及び北対協の両法人から次期中期計画案が提案されることとなる予定ですので、その御審議をお願い申し上げたいと思います。

委員会につきましては、次回が8月後半辺りになろうかと思っているところでございます。8月後半ではなくて、できたら9月にずらせないかということも事務的には検討させていただいたんですが、こうした評価を政府の概算要求に反映するというのが政府の方針でございまして、政府の概算要求は8月末になりますので、その前に委員会を開くよう総務省から言われているところございまして、この8月の後半という時期になろうかという状況でございます。

この委員会で、国民生活センターと北対協の両法人につきましての中期目標期間終了に伴う業務実績の評価について御審議をいただきたいと思っているところでございます。

分科会につきましては、表の右の方の欄に書かせていただいておりますが、夏の時期をめぐり2回程度開催いただいて、年度評価等につきまして御審議をいただけたらと思っているところでございます。

その結果につきましても、8月の評価委員会に各分科会長から御報告を賜りたいと考えているところでございます。

今後の予定でございますが、7月、8月の開催日程の調整の必要がございますので、一番最後に日程表を付けてございますの。よろしければ御都合を御記入いただきまして、可能ございましたら本日、お帰りになるときでも事務局の方に御提出いただくと幸いでございます。

今ここですぐにわからないということございましたならば、来週早々にでもファックス等で御連絡をいただければ幸いに存じます。

予定につきましては以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

皆様方から御発言等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。お疲れ様でございました。